

情報公開法の制度運営に関する検討会 御中

大阪府知事公室広報室府民情報課長

「情報公開法の制度運営に関する検討会」の検討事項について

このたびは、情報公開法見直しの検討に際しまして、意見を述べる機会を設けていただき有難うございます。

貴検討会での検討に相応しいと思われる制度及び運営上の問題点について、下記のとおり、報告させていただきます。

なお、大阪府におきましては、国の情報公開法の制定・施行と並行して条例の全部改正を行いましたが、個人情報に係る非公開条項や公開決定等の決定期間などなお少なからぬ点で国の制度とは異なっております。参考資料として、現行条例と情報公開法制定以降の改正事項、平成15年度の運用状況のあらましを添付しておりますので、ご参照いただければ幸いです。

1 職務の遂行に関わる情報における公務員の氏名の取扱

大阪府では、職務の遂行に関わる情報における公務員の氏名は、府職員に限らず、個人情報であることを理由としては非公開としない運用を長年行っています。国家公務員の名前が出てくる場合も同様です。大阪府は、プライバシー保護型の条例ですが、個人識別型の条例を持っている地方公共団体でも同様のところが多いのではないのでしょうか。

国は、法5条1項1号イの問題として、財務省職員録に掲載されるなど公表の慣行があるかどうかで判断されているようですが、地方公共団体において、国の運用に沿った決定を行おうとすると、その都度、国の行政機関に公表の慣行があるかどうか問い合わせを行わなければならない、不合理です。そのために「財務省職員録」等を買収することもできません。

公正職務遂行(コンプライアンス)の徹底が強調されている昨今の状況からすれば、公務の執行に関与する担当者の氏名を個人情報であることを理由に非公開とすることには正当性が認められない(専ら事務補助のために雇用されている非常勤職員は除きます。)と考えます。法5条1項1号八に「氏名」を追加するなどの改正についてご検討いただきたいと思います。

2 公開請求拒否決定の運用のあり方

大阪府におきましては、平成12年の全面改正時に、「グローマー拒否」の規定を新設しましたが、「グローマー拒否」により秘匿する必要がある情報を請求者が報道機関の報道により知ったことや請求者が当該情報の存否を知りうる関係者の立場にあることが明らかな場合においても、公開請求拒否決定を行うべきなのか、一考を要するようになっております。

3 決定期間の特例の増加への対応

大阪府では、公開・非公開等の決定期間を原則として15日以内、延長しても30日以内としていますが、近年、職員の処分や社会福祉施設への苦情に関連する文書など個人情報を大量かつ多様な形で含む文書についての公開請求、あるいは、学術研究に関わる専門的な情報が大量に記載された文書についての公開請求などで、情報内容の確認や公開・非公開の区分に多大の手間を要するため、決定期間の特例の適用を検討しなければならないことが増えています。決定期間の特例を適用することは、実施機関にとっても請求者にとっても望ましいことではなく、公開請求の分割を要請するなど請求者の理解と協力を求めながら、できる限り30日以内での運用に努めることとしています。調整がつかないことも多いのが実情です。

4 不服審査の迅速化等

大阪府では、昭和59年10月施行の旧条例以来、不服申立ての審査期間は90日、うち、審査会の審査に60日という努力目標を条例に規定しております。当初は、これらの目標に近い審査期間で処理できたケースも少なくありませんでしたが、不服申立件数が増加した最近では、早くても半年はかかっており、処理に1年以上かかる事例もあります。審査会委員の増員と部会制の導入、部会開催の定例化など、策は講じていますが、目標達成は困難な状況です。

また、平成13年に新たに実施機関に加わった警察本部長が行った決定に対する不服申立ては、公安委員会に対する審査請求になりますが、公安委員会が行う行政不服審査法に基づく審査手続と審査会が行う審査手続の関係について、今少し整理が必要と考えております。国の場合、審査請求のケースが一般的でありますことから、今回の見直しに際して何らかの整理がなされるのであれば、本府としても参考になると考えています。

5 不存在決定に係る審査会の審査のあり方

平成12年の条例の全面改正により、不存在事案についても審査会に諮問することとした結果、近年、不存在による非公開決定に対する不服申立事案が多発しています。その場合の審査方法としては、基本的には、実施機関の事情説明に不自然、不合理な点がないかを確認し、特に必要と認める場合に限り、事務局職員による現地調査を行うこととしています。実際にどのような場合にどのような調査を行うかは、その都度、模索している状況です。

また、文書の不存在は間違いないが、文書管理のあり方に問題がある場合に、単に、原決定妥当との答申を出すだけで、審査会の救済機能として十分かという問題もあり、さまざまな付言を答申に付することが多くなっていますが、その根拠を制度上明確にするかどうかについても検討する必要があるように思います。

6 広義の「本人開示」への対応

個人情報の本人開示については、一般的には、個人情報保護条例に基づく対応が可能です。個人情報保護条例の実施機関となっていない機関（警察本部、公安委員会、議会）が保有する個人情報や個人情報保護条例に基づく本人開示の規定の適用除外とされている府職員の個人情報について、「本人」が情報公開条例に基づく公開請求をされる場合があります。また、法人の情報について当該法人の関係者が情報公開条例に基づく公開を求めて来られる場合や開発行為などに係る行政指導等に関連して指導を要請したり受けたりしている当事者が公開請求を求め

て来られる場合もあります。このような場合、関係者のプライバシー等を考慮すると、ごく限られた情報しか公開できなかつたり、公開請求拒否になつたりするため、請求者が決定内容に容易に納得せず、対応に苦慮することがあります。

その解決のためには、関係機関において、行政文書公開制度以外の開示制度を整備する努力が望まれますが、その旨を規定上何らかの形で明確にできないものかと考えています。

7 国の指定法人等の取扱

国においては、平成14年10月に独立行政法人等情報公開法が制定され、独立行政法人の全てと多くの特殊法人において、行政機関と同様の情報公開制度が実施されています。これに対し、大阪府をはじめとする多くの自治体では、出資比率等を目安に行政と密接な関係を有する法人を対象に、民法法人なども含めて、指導を行い、法人が自主的に制定した要綱に基づく情報公開制度が実施されているところです（大阪府では、平成12年の条例改正で新設した努力義務規定に基づいて、地方自治法221条3項該当の法人を対象に、自主的に要綱を整備して情報公開制度を実施するよう指導しています。）

また、国においては、規制緩和や事務の外部委託が推進され、府の機関と直接文書のやり取りをする国レベルの財団法人等も少なくなく、公開・非公開の判断に当たって、行政機関並に扱うべきか、民間法人並に扱うべきか判断に迷う場合があります。

独立行政法人等情報公開法の制定に向けた国の「特殊法人情報公開検討委員会」では、指定法人等の情報公開のあり方については「残された課題」とされましたが、今回の見直しに際して方向性が示されるのであれば、府としても、参考にさせていただける点が多いと考えます。

8 刑事訴訟法53条の2により適用除外となる文書の範囲の明確化等

大阪府においても、刑事訴訟法53条の2と同様の規定を条例に追加しましたが、「訴訟に関する書類」という文言では、司法警察機関以外の一般の行政機関が当事者として保有している自らの告訴・告発状や被害届の控などを適用除外とするかどうかは明確でないように思います。適用除外という規定の性格上、より具体的で明快な規定が望ましいと考えます。

また、「訴訟に関する書類」のような適用除外規定に該当する文書について公開請求がなされた場合に行う決定は、適用除外を理由とする非公開決定なのか、不存在による非公開決定なのか、あるいは却下決定なのかも明確でないように思います。

府の事例では、国や他府県の審査会の事例なども参考にしながら、救済手段としての審査会にかけるべきであるとの判断の下に、適用除外を理由とする非公開決定を行いましたが、この点を制度上明確にできないかと考えています。